

生駒市規則第 25 号

生駒山麓公園ふれあいセンター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 8 月 19 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒山麓公園ふれあいセンター条例施行規則の一部を改正する規則

生駒山麓公園ふれあいセンター条例施行規則（平成 3 年 1 1 月生駒市規則第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項第 1 号及び第 2 号中「とき。」を「とき」に改め、同項第 3 号中「除く。）」を「除く。）」に改め、同項第 4 号及び第 5 号中「とき。」を「とき」に改める。

第 10 条を次のように改める。

（宿泊できる者等の範囲）

第 10 条 和室研修室で宿泊できる者又は団体は、18 歳以上の者（高校生を除く。）又は 18 歳以上の責任者を含む 2 人以上の団体（高校生以下のみの団体を除く。）とする。

2 宿泊棟で宿泊できる団体は、18 歳以上の責任者を含む 5 人以上の団体（高校生以下のみの団体を除く。）とする。

別表第 2 カラオケセットの項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。